

第618号

平成27年2月13日

公 告

長瀬産業健康保険組合
理事長 山内 孝典



任意継続被保険者の標準報酬月額決定について

標記について、当組合の平均標準報酬月額は440,000円と決定しました

ので公示します。

適用期間 自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

以 上